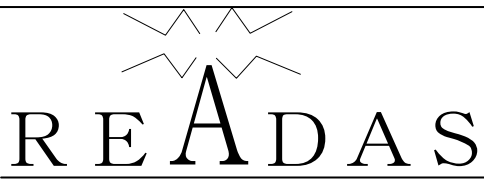


第 4475 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成23年7月から9月の裁決事例

Q：国税不服審判所から、平成23年7月から9月までの裁決事例が公表されたとか。どのような内容だったのですか？

A：主なものには次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成23年7月から9月分の裁決18事例が公表されました。

主なものには、次のようなものがありました。

①職務発明の和解金

和解によって取得した職務発明に係る和解金は、譲渡所得ではなく、雑所得になるとされました。

②海外勤務者の給与

国外勤務を終えて日本に帰国した社員の国外勤務中の給与に係る外国所得税額を使用者が負担したことによる経済的利益は、その納付が本件海外出向社員らの帰国後に行われていることからすれば、その経済的利益は本件海外出向社員らが居住者となった以後の所得となるとされました。

③有価証券の時価評価

1株当たりの純資産価額等が零円を下回る場合の時価は、零円以上と認めるのが相当であるとされました。

④登録免許税の課税標準

請求人が主張する鑑定評価額は合理的なものではなく、原処分庁が採用した近傍類似価格に所要の調整等を行って算定すべきであるとされました。

